

新型コロナ隔離者の 投票する権利の確保に関して

日本IT団体連盟

2021年2月4日

投票する権利の確保のために

- 全ての有権者に投票する権利を確保するために
 - 日本国憲法において国民に保障された最も根本的な権利である投票する権利を、全ての有権者に確保することが極めて重要。
 - 現行制度下において現実的に投票困難な有権者が存在することは、民主主義の危機とも謂うべき事態であり、早急に解決すべき課題。
- 感染症対策としてのオンライン投票
 - デジタル技術により、新型コロナ陽性者及び隔離者に対して、迅速かつ安心安全な投票環境を実現することが可能。
 - 選管職員や他の有権者の安心安全の確保にも直結。

現行制度における基本原則

- 投票当日投票所（本人）投票主義
= 投票における最も基本的な原則
- 普通選挙（= 財産や性別等で差別を設けない）
- 平等選挙（= 一人一票）
- 秘密投票
- 選挙の公正（= プロセスの適切性、費用、事後検証、等）
- 国民代表
- 直接選挙
- その他（投票用紙公製公給主義、単記自署投票主義 等）

投票日当日以外の投票

- 不在者投票

一定の要件に該当する者に選挙区外での投票、郵便投票、病院投票、船員投票等を認める

- 期日前投票

投票所において、投票当日より前の投票を認める

- 在外投票

長期国外滞在者に対して、在外公館等での投票を認める

電磁的方法による投票

- 電磁的記録式投票

投票所において、紙ではなく電子機器による投票を認める

- オンライン投票

投票所以外の特定の場所において、専用回線やVPN、基準に適合する端末等を用いた投票を認める

- インターネット投票

公衆インターネット回線を用い、個人が所有するモバイル端末やPC等を用いた投票を認める

オンライン投票政策要望の骨子

- 新型コロナウイルス陽性者及び隔離者に対し、
- 不在者投票により投票することを認め、
- オンライン投票による投票実施を求める。

提言のポイント

- 現行制度の原則の踏襲

オンライン化に伴い不可避な場合を除き、現行制度の原則を踏襲

- 対象者を新型コロナに係る隔離者に限定

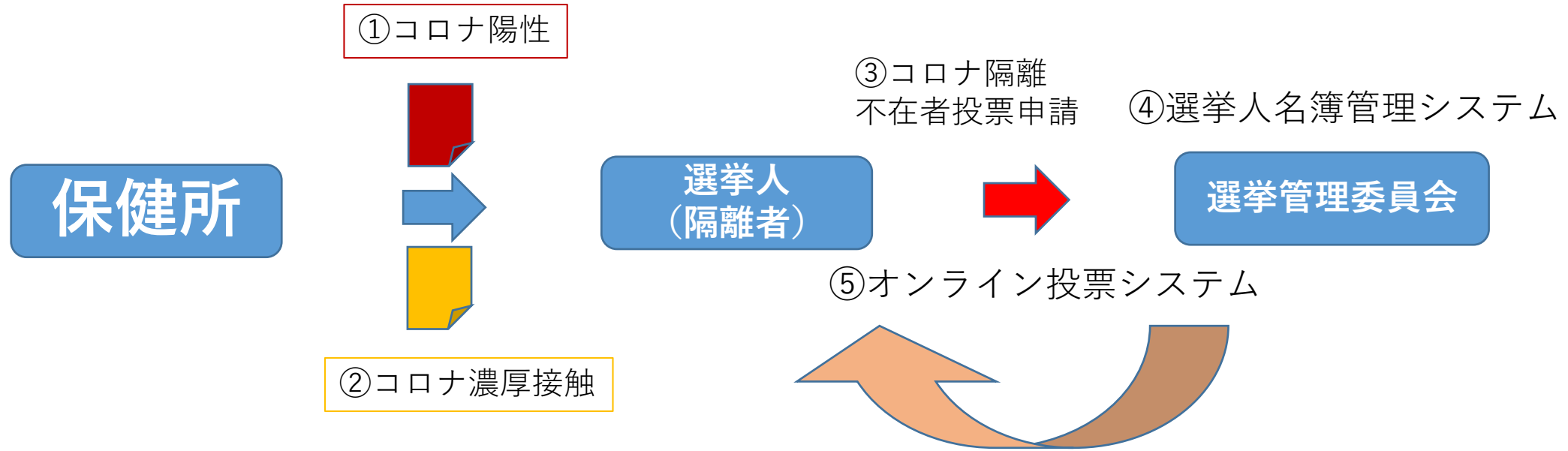
保健所により対象が特定され、隔離が一定期間継続する
現行制度では救済が不可能＝基本的人権の問題

- 不在者投票の一類型として整理

投票当日に投票所に行けないという条件を具備

期日前投票では既に名簿管理をオンライン化しており、援用が可能

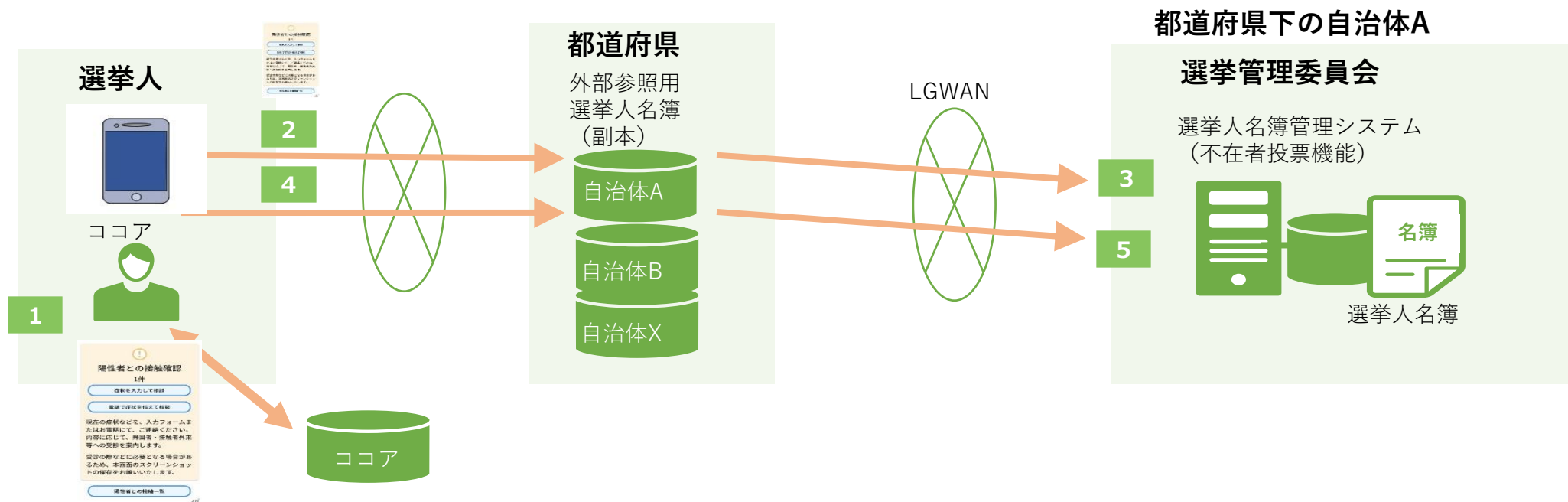
オンライン投票の概要



- ①、②保健所から感染者、濃厚接触者に通知が届く
- ③選挙人（隔離者）は、隔離状態にあるので、都道府県選挙管理委員会に不在者投票の申請を行う
- ④都道府県選挙管理委員会は、基礎自治体の選挙管理委員会と連携し、選挙人名簿に申請者を登録
- ⑤基礎自治体選挙管理委員会は、選挙人（隔離者）にオンライン投票システムを提供する

例) COCOAを使った業務フロー案

オンライン投票を行う選挙人を都道府県が一元管理し、基礎自治体の選管の選挙人名簿と連携する



- 1 選挙人がココアを利用してコロナ陽性（隔離者）登録する。※もしくはココアから濃厚接触者通知を受ける。
- 2 名簿登録地の外部参照用選挙人名簿に対してオンライン投票をする旨を登録する。 ※選挙人はココアの確認画面を提示
- 3 選挙人名簿のステータスをオンライン投票に更新する。
- 4 オンラインで投票の記載を行う。
- 5 ステータスを投票済に更新する。

解決すべき主な課題

- クラウド化の可否
中央でシステムを一括構築し、クラウド化して用いることが必要
(システム内で選管ごとに分割され、十分な通信環境が確保されることが必要)
- 使用する端末及びUI
投票者のみならず、選管実務者にも扱いが容易である必要
- 迅速な名簿処理
感染者、濃厚接触者からの申請による迅速なオンライン投票対象者の名簿作成
(保健所の通知をもって感染者、濃厚接触を選挙人名簿に登録する想)
投票した旨の記録
- セキュリティ (サイバー攻撃、内部不正、改竄、事後検証)
- 本人確認
- 自主性と秘密の確保、立会人の代替措置